

令和 3 年第 5 回臨時会

# 孺恋村議会会議録

令和 3 年 11 月 30 日 開会

令和 3 年 11 月 30 日 閉会

孺恋村議会

## 令和3年第5回嬭恋村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (11月30日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉議及び閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和 3 年 第 5 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和3年第5回嬭恋村議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火)午前10時03分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第13号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認  
について
- 日程第 4 議案第59号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第60号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の  
一部改正について
- 日程第 6 議案第61号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改  
正について
- 日程第 7 議案第62号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	滝 澤 文 彦 君	未 来 創 造 課 長	佐 藤 幸 光 君
交 流 推 進 課 長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由 美 子 君
健 康 福 祉 課 長	熊 川 真 津 美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農 林 振 興 課 長	横 沢 貴 博 君	上 下 水 道 課 長	宮 崎 忠 君
観 光 商 工 課 長	黒 岩 建 五 郎 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	目 黒 康 子 君

---

**事務局職員出席者**

議 会 事 務 局 長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
-------------	---------	-----	-------

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第5回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、佐藤鈴江さん、松本幸君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

---

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、承認第13号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第13号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第5号）は補正額1億3,250万円を追加し、歳入歳出総額を81億4,727万6,000円とするものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症第5波収束後の経済活動再開に向けた需要喚起策として実施される群馬県愛郷キャンペーン第3弾に合わせ、村としても景気対策として宿泊施設等の利用者に対して助成を行うため、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、嬭恋村一般会計補正予算（第5号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、承認第13号 一般会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

補正予算書をご覧いただきたいと思います。

令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第5号）について、詳細説明をいたします。

令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億3,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,727万6,000円といたします。

内訳について、6ページをお願いいたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目商工費国庫補助金、補正額900万円の増額です。説明欄ですが、地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携に向けた実証事業補助金として900万円を見ております。

16款県支出金、2項県補助金、5目商工費補助金、補正額1億230万円の増額です。説明欄ですが、愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業補助金として1億230万円を見ております。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2,120万円の増額です。

次のページの7ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額160万円の増額です。説明欄をお願いいたします。鎌原観音堂周辺整備事業の設計委託料として80万円、地域交流センターの管理事業の交流センター増築設計監理委託料80万円としております。なお、下段の婦恋村地域通貨券発行事業、これ事業名だけなのですが、これについては財源充当を変えた事業ということで、この通貨補助金のところで国費分を見ております。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額1億3,050万円の増額です。説明欄ですが、観光振興事業として、地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携に向けた実証事業委託業務として900万円、愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業として広告代50万円、婦恋村クーポン券負担金として1億円を見ております。冬のスキー場活用による村内消費促進事業として、内訳として、クーポン券の印刷代50万円、次の8ページをお願いいたします、宣伝広告料として50万円、婦恋村冬のクーポン券負担金として2,000万円を見ております。

10款教育費、5項社会教育費、6目資料館運営費、補正額40万円の増額としております。説明欄ですが、資料館運営事業として資料館増築設計業務委託の40万円を見ております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 7ページの商工費の説明のところで、観光振興事業というところで、この事業は以前にも予算に上がったことがありますけれども、これは何か今まで以上に継続してするという事になって、また補正が組まれたのかどうか、その辺のところをちょっと、もし間違えていたら申し訳ないんですけども、以前の説明と同じように広域でやるという



のの事業の継続でまた組まれたのかどうかをお聞きしたいのが1点と、それから、愛郷ぐんまのほうで県のほうから1億円以上の予算が来ているのですけれども、今現在行っているわけですけれども、クーポンだけだと7,001円以上で泊まった人に2,000円ぐらい、1,000円で、何か2,000円ぐらい配っているんですよ。その、クーポン券だけでこれだけの予算じゃないけれども、ここには県のほうが補助する5,000円の分も入っているのかということと、それと、観光協会が事務事業を行っているわけですけれども、観光協会に何か事務事業の委託費として払っているものがここに予算として、内訳として入っているのかどうか、その辺のことが詳しい説明をお聞きしたいのと、それから、冬のスキー場活用によるというと、この2,100万円の予算だけだとまたクーポンのお金で、これが以前の説明だと、たしか宿泊したところから1,000円だかのクーポンを出すというと、それがスキー場がかなり厳しい、厳しいと村長がおっしゃっていたけれども、スキー場へのメリットというのは、ただその1,000円のクーポンを宿泊施設からもらえるからスキー場にたくさん行く方がいるというふうにごこの事業を行うのか、それだけではスキー場にとってどうかなというふうにごちょっと不安もあるのですけれども、その辺の事業のもう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） ただいまの伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回計上させていただいております予算ですけれども、今回の補正予算で初めてこれは計上させていただいたものであります。

以前、皆様にお集まりいただいたときに説明をさせていただきまして、一応専決処分ということでご説明をさせていただいた案件でございます。

それから、愛郷キャンペーンについてですけれども、先ほど伊藤議員がおっしゃられたように、愛郷キャンペーンをご利用して宿泊なされた方にクーポン券を発行しているという事業ではございます。先ほどおっしゃられたように、6,600円以上の宿泊ですと1人1,000円ということになります。7,001円を超える宿泊分について2,000円を発行しているということになっております。

それから、その事務の委託を観光協会のほうにということでございますけれども、当初持っておりました地域通貨の事業の中で手数料という項目がございまして、そちらで委託料として支払いをする予定となっております。

[発言する者あり]

○観光商工課長（黒岩建五郎君） 第2弾のときに予算組みをしてございまして、そちらのほうで手数料ということで、委託の手数料という形の予算がございまして、そちらのほうで対応したいと思っております。

それから、スキー場の件ですけれども、こちらは村内に宿泊をしてスキー場に行っていたということで、そうしますと、宿泊施設もそういったスキー場のものを兼ねた宿泊というものを見込めますし、それをご利用いただいてスキー場に行って、そちらがスキー場のリフト券ですとかそういったものにも使えますので、そういったもので有効活用していただくようにということで予算を組んでございます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） そうすると、この今の観光協会の事務委託のほうは、第2弾のときそのまま継続でやっているというので、それは観光協会と了解を得てやったんだと思うんですけども、その辺のもう一度確認をしたいのが1点と、それから、スキー場のほう、たしか事前説明では1,000円という、宿泊施設に泊まったら宿泊施設から1,000円があって、その1,000円がスキー場でも使えるというふうな説明だったように思いますけれども、スキー場のほうとしては、ちょうど今年の1月8日に示された1億キャンペーンとは随分違ってくるけれども、それでスキー場が本当に潤うのならばいいんですけども、その辺は、当局としてはそういう考え方でやったというふうに捉えることにしたいと思っておりますけれども、もう少しスキー場の厳しさのほうにも寄り添ってもよかったんじゃないかなという気持ちがありますので、そのことを申し添えておきたいと思っております。

それから、新たな質問としてですけれども、この補正予算の専決を出すのに理由として、鎌原周辺の発掘作業というか、ボーリング調査を実施する必要があるため予算の補正をするという説明があるんですけども、その発掘調査のというので直接ここに示されているのが40万円が、これは資料館の増築のほうですし、どこに発掘のが補正の中に入っているのか1点確認したいのと、それから、自分も発掘現場を見て回ったんですけども、例えば鎌原神社のところ、発掘したのがすごく太いケヤキか何かの枝が出ていたりして、ああいう6,000年前のとかという説明を受けたけれども、そういったものをある1か所だけでも、例えば土地が誰のものか分からないのですけれども、買い上げて、見に来る人たちに地層の様子とか、そういうのを見せるために買い上げて保存するとか、そんなことは今後当局として

考えているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

もう一度、観光商工課長に観光協会との事務事業の委託で確認したいと思います。協議したのかどうか。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

第3弾が始まるに当たりまして、観光協会とももちろん事務をやっていただくということになっておりますので、そちらは協議をいたしまして今回の予算に反映をさせていただいております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問についてなんですけれども、今回のボーリング調査というのが施設関係の増築でありまして、資料館の増築工事の教育委員会に関してはボーリング調査となります。なので、先ほど発掘調査というお話があったんですが、発掘調査はまた別の関係で今年度11月中に行いまして、そちらのほうは埋めさせていただいたんですが、そのようなお答えでよろしいですか。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今後、発掘調査したところを、ある部分でもいいから残して、地層の様子とか、何千年前のことが分かるようにというのは、検討されているのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 発掘調査につきましては、今後も年数をかけて場所をそれぞれ変えて行っていく予定なんですけど、そこを残しておくかというのは、今現在はちょっと何ともお答えできないんですけれども、発掘したときの様子にもよるかと思いますので、そこについては今後の検討になってくるかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私はこの予算に賛成をしますけれども、今後に向けて要望を付しておきたいと思います。

要望として2点ですけれども、観光事業の振興ということで、本当にこのコロナでスキー場関係者、宿泊業者、それから商工業者、大変な状況になっていますので、様子を見ながら、やはりスキー場があれだけダメージを受けた昨年度は大変だったわけですし、今度のシーズンもどうなるかとても心配なので、やっぱり協議をしながらまた補正を組むとか、冬のシーズンの振興にぜひ力をまた注いでいってほしいというのが1点と、それから、先ほど質問しました、発掘した場所が結構魅力的なので、鎌原周辺整備で、あそこで見る場所をつくって少しでも来ていただいた方に滞在していってほしいという思いから、何か目玉の一つとして、今まで階段のところもガラス張りとか出てきたんですけれども、発掘した場所の1か所でもいいですからまた保存して「あ、こんなふうにも木の根っこがあったんだ」とかというのが見えるように残せたらいいなというのを、実際自分が見て思いましたので、何かそういうことを県との協議の中で要望していってほしいなというのをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第13号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、議案第59号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第59号の提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告において、期末手当の減額が勧告されました。

勧告に基づき、職員及び再任用職員の期末手当を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第59号の詳細説明をさせていただきます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。右側は改正前、左が改正後となっております。

まず、改正前の条文でございますが、1条関係の第23条でございます。

23条第2項のところの期末手当の基礎額でございますが、100分の127.5を改正後は100分の112.5とし、100分の15を減額とするものでございます。それから、中段の特定幹部職員については、100分の107.5を改正後は100分の92.5とし、これも同じく100分の15を減額するものでございます。

それから、23条の3項になりますが、再任用職員に対するものでございます。100分の127.5とあるのは100分の72.5、再任用職員については100分の72.5としております、それから、100分の107.5は100分の62.5としております。これについて、改正後については100分の112.5とあるのを100分の62.5とし、100分の10を減額するものでございます。それから、100分の62.5とあるものを100分の52.5とし、これも10減額するものとしております。

それから、第2条関係になりますが、これについては令和4年度、施行期日については4年4月1日からということで、2条の関係については説明させていただきます。

これについて、先ほど1条で減額を、1年分を12月で減額する内容でございますので、23条2項のところでは100分の112.5にプラスの100分の7.5とし、100分の120といたします。それから、中段部分の100分の92.5については100分の100といたします。

23条3項のところですけども、再任用職員のところについても、100分の112.5とある100分の62.5の部分については100分の67.5、それから100分の92.5とある部分の100分の52.5については100分の57.5とし、100分の5をプラスするという内容でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の総務課長の説明で聞くと、第1条のほうはこの12月のボーナスで引いて、2条のほうは夏のボーナスでまた返すというかそういうふうに捉えるほうがいいのかというのが1点と、それと、今日が11月30日で12月1日そこにいたものとしているので、いろいろ計算が始まると思うんですけども、今日決まればもう12月のボーナスのそういう差引きとか何かに反映してやることができるのかなのか、その辺をちょっともう少し分かりやすく説明していただけたらと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 12月1日からの施行ということなんですけど、これについてはですね、本日が臨時会を急遽招集させていただきまして11月30日ですので、今日ご議決いただければ今日の交付日ということで12月1日からの施行ができるということでございます。

それから、先ほどの令和4年度分のお話なんですけれども、まず今年度分についてはですね、先ほど言いました11月30日がもうこれで公布できれば、12月のボーナスからまず100分の15、要するに6月と12月分を12月で1回減額をさせていただきます。それで、第2条については、来年の4月以降の6月と12月で減額するものですから、今年度から比べると100分の7.5を減額するということなんですけど、今回条例改正で15、1回落としちゃっていますから、それについて今度はプラスの7.5にして今年と比べると7.5のマイナスにするという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど、村長は人事院勧告に基づきこれを施行するというふうに説明しましたけれども、私としては、職員の皆さんが台風のときから、それでコロナ対策とか、様々なことで頑張ってきているから引きたくないという思いでいるんですけども、そこら辺で村長としては、勧告が出たからそのまま実施するという考えしかないんでしょうか。少

しでも、嬭恋村はちよつと頑張っているから減らせないとか、そういう考えはないんでしょ  
うか。

以前、村の財政が厳しいときは、職員も議員もみんな25%カットとか15%カットやった  
ことがあるから、村独自でもできるというのは前例があるわけですから、その辺で人事院勧  
告に沿うだけが村長の考え方じゃなくてもいいと思うんですけども、その辺の村長の考え  
をお聞かせください。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私が村長になる前から、原則、人事院勧告に従って処理してきたとい  
うことであります。また、群馬県内については、今日までにほかの基礎的自治体35市町村全  
てがこの条例一部改正、多分、多分ですね、承認するという段取りになっていると思います。  
また、群馬県議会においても、県の職員についても、それに従うということになっておると  
思います。

慣例で原則、人事院勧告に我が村では従ってきたということでございますので、その辺に  
ついては若い職員にも常に説明をしておるつもりですので、ご理解はいただいております。  
ております。よろしくお祈いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） これは職員とか議員の報酬を決めるようになっているわけですがけれど  
も、この条例を提案するまでに、例えば職員労働組合との協議、先ほど若い職員にも伝えた  
ということでお話がありましたけれども、そういう労働組合との協議とか、それから、報酬  
審議会等を通して決まっているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 職員組合とは、11月でいろいろな交渉をさせていただいております。  
それから、先ほどのについては、特には予定をしていないということによろしいでしょうか  
ね。

〔発言する者あり〕

○総務課長（黒岩崇明君） よろしくお祈いします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この職員の給与に関する条例の一部改正については、反対の立場で臨みたいと思います。というのは、人事院勧告というのは、やはり公務員がそういう労働条件のことでいろいろ制限された中で行われるわけですけれども、そうじゃなくて、私は現場のやっぱり労働実情とかそういうのを見てやるのと、それから、以前私も自分がそういう立場だったんですけれども、公務員の給与が下がれば民間とのあれで春闘にも影響していくというところで、公務員労働者の賃金は慎重に決めなくてはという思いでずっと行動してきましたけれども、そういう意味で今回の職員のこの人事院勧告に沿った引下げには、私は反対とします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定をしました。

---

#### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、議案第60号 孺恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]



○村長（熊川 栄君） 議案第60号の提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において期末手当の減額が勧告されました。

勧告に基づき、議案第59号の婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正を行いました。それに準ずる形で特別職の期末手当を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

[総務課長 黒岩崇明君登壇]

○総務課長（黒岩崇明君） 議案第60号の詳細説明をさせていただきます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。

1条関係の改正前ですが、第3条の2項のところでは100分の222.5を改正後は100分の207.5とし、100分の15を減額するものとしております。

2条関係については、同じく3条2項のところでは100分の207.5を100分の215とし、100分の7.5を、これは令和4年以降ですので、7.5をプラスするという内容でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、議案第61号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第61号の提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において、期末手当の減額が勧告されました。

勧告に基づき、議案第59号の婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正を行いましたが、それに準ずる形で議会議員の期末手当を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第61号の詳細説明をさせていただきます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。

1条関係ですが、第5条の2項で100分の222.5を100分の207.5とし、100分の15を減額するものでございます。

2条関係ですが、5条同じく第2項のところの100分の207.5を100分の215とし、プラスの100分の7.5とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） これは私たち議員に関わるものなんですけれども、当局としては議長に相談とか話し合ったりして、本来なら私は議員発議にしてやるのも望ましいのじゃないかと思うんですけれども、その辺の経緯はいかがだったのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 毎年のことなんですけれども、人事院勧告に基づくものということで、事務局的にはそういったことで処理をさせていただいております。

職員のほうが減額するということですので、議員さん、特別職も含めてですね、こういったことで提案をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 毎年のことで慣例でということをやったと思われるんですけれども、議長というか議長との懇談とかはあったのかどうかをお聞きしたいと。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 特に議長さんとの懇談というのはしておりませんが、もし何かこの場でいろいろあれば、皆さんのほうから質疑を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） これは人事院勧告で、国が決めてやっていることだから大体がしょうがないのかもしれないんですけれども、このコロナで騒いでいるときに税金を払っている人よりも税金から給料をもらっている人が、報酬をもらっている人ですね、それが先に給料の値上げをするということに対しては、私は一議員としてとても違和感を感じます。

反対の立場で討論します。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は賛成でもいいんですけれども、やはり議会と当局は別のものなので、そういうふうになんと、毎年のことだからではなくて、議会とも話し合ったりして、本来の自立権を持つ議会も発議として行うように今後やっていったらいいんじゃないかという、今後への要望をしておきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、議案第62号 孺恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第62号の提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において期末手当の減額が勧告されました。

勧告に基づき、議案第59号の孺恋村職員の給与に関する条例の一部改正を行いましたが、それに準ずる形で会計年度任用職員の期末手当を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第62号の詳細説明をさせていただきます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条関係の第10条第2項でございますが、期末手当の基礎額に100分の127.5を改正後は100分の112.5とし、100分の15を減額するものでございます。

2条関係ですが、10条第2項の改正前ですが100分の112.5とあるのを、これも令和4年

4月1日以降の改正でございますので100分の120とし、100分の7.5をプラスするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和3年第5回婦恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 土 屋 幸 雄

署 名 議 員 佐 藤 鈴 江

署 名 議 員 松 本 幸